

第6章 環境配慮の方向性

第1節 適切な環境配慮

1-1 環境配慮の基本的考え方

本市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから、水深2,500mの駿河湾までの高低差5,500mの間に存在する山、川、海の豊かな自然と、そこから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んできました。この豊かな自然環境やその恵みを将来に継承していくことは、私たちに課せられた責務です。

そのため、開発事業の実施にあたっては、地域が有する機能や特性、実施する事業の特性などを理解し、適切な環境配慮を実施し、環境への影響を最小限にする努力が必要です。そこで、本節では、基本的な環境保全措置の考え方や地域が有する機能、それぞれの地域の環境特性に応じた環境配慮の方向性を示すことにより、豊かな環境を将来の世代へ継承することを目指します。

● 基本的な環境保全措置の考え方

事業を計画する際、回避・低減・代償の順に検討を行い、環境影響を最小化する取組が求められます。

【表9】 基本的な環境保全措置の考え方

優先順位	区分	考え方
 ①回避 ②低減 ③代償 の順に検討	回避	事業の全体または一部を実施しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。 【例】事業の中止、事業区域や手法等の変更による影響回避 など
	低減	事業の規模や程度を制限することなどにより影響を低減（最小化）すること。 【例】改変面積の縮小、公害除去装置の導入 など
	代償	回避・低減が困難な場合に、事業により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することにより、損なわれる環境要素を代償すること。 【例】保全対象種の移植、新たな生息・生育地の創出 など

● 地域が有する機能と保全に向けた検討

事業を実施する地域が有する機能を把握し、機能の保全に向けた十分な検討が必要です。

【表10】 地域が有する機能と保全に向けた検討

地域の機能	趣旨	キーワード
自然的機能		
土地 保全機能	• 地形、地質などの土地を形成する基本的な地盤の保全機能など	土地の安定性、地盤沈下、海況の変化、土砂流出・堆積、貴重な地形・地質 など
水資源 保全機能	• 土壌や植生などの土地条件と深く関わりを持つ水資源の保全機能など	地下水位の変化、河川の変化、水質の変化 など
生態系 保全機能	• 生きものの生息・生育環境のベースとなる植物生態系の保全機能など	動物、植物、生態系 など
人と自然の ふれあい機能	• 自然的土地利用の結果に沿って構成される景観の保全機能 • 体験や活動を通じて、自然と人とがふれあうことのできる場の保全機能など	景観、人と自然のふれあい活動の場 など
社会的機能	• 人々が社会生活を営む上での良好な居住環境の保全機能 • 地域の持つ歴史文化的資源の保全機能など	大気汚染・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水汚染、風況の変化、文化財、廃棄物、地球環境、日照障害、電波障害 など

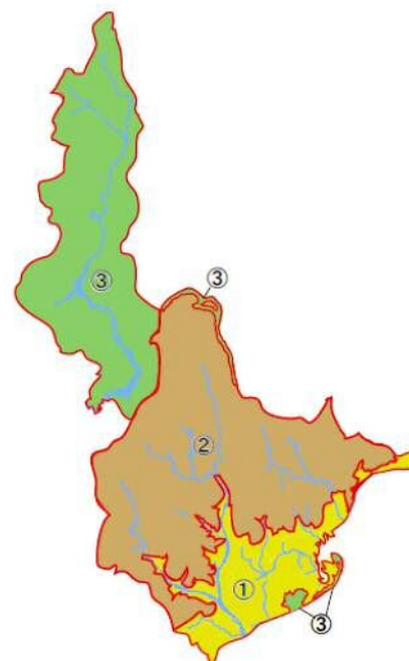
1-2 地域特性に応じた環境配慮

本市の地域の特性や実情、まちづくりの方向性を踏まえ、市域を「①都市計画区域内」「②都市計画区域外」「③特定区域」の3つの地域に区分し、それぞれの地域における環境配慮事項を示しています。

なお、環境配慮事項は一般的な原則として各種開発等にあたり事業者（市を含む。）に示していくこととしますが、実際の土地利用に対しては、地域の実情や事業特性に応じたきめ細かい配慮も求めています。

【表 11】地域区分と考え方

地域区分	区分の考え方
①都市計画区域内 (③を除く)	人が居住し、経済活動が行われ、都市化を進める地域。標準的な環境配慮を要する。
②都市計画区域外 (③を除く)	①と③の間にあり、各種開発等が抑制されるべき地域。①よりも厳しい環境配慮を要する。
③特定区域 ・南アルプスユネスコエコパーク区域 ・下記3公園の特別地域 南アルプス国立公園 奥大井県立自然公園 日本平・三保松原県立自然公園	豊かな自然環境を有する地域。その保全のため、特段の環境配慮を要する。



【図 89】地域区分図

●都市計画区域内

都市計画区域（特定区域を除く。）は、人が居住し、経済活動が行われ、都市化を進める地域です。標準的な環境配慮を要します。



(1)土地保全機能

【配慮の方向性】

- 扇状地など地形・地質が不安定な地域では地盤等への配慮が必要
- 山地災害危険地区における山地災害防止への配慮が必要

【配慮事項】

- 活断層を考慮した用地の選定
- 地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定
- 掘削等による地形改変の抑制
- 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 山地災害危険地区における地形改変の抑制
- 森林伐採（森林整備によるものを除く。）を行う場合の排水対策

(2)水資源保全機能

【配慮の方向性】

- 表土の被覆等による植生や水源保全機能が低い地域であるため、雨水の浸透機能向上に配慮が必要
- 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮が必要
- 地下水への配慮が必要

【配慮事項】

- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 雨水の貯留及び浸透機能の保全と向上を考慮した施設的设计
- 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理
- 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進

(3)生態系保全機能

【配慮の方向性】

- 鳥獣保護区等の貴重な生物生息環境の保全への配慮が必要
- 安倍川、興津川、巴川、富士川等の河川周辺や賤機山、高草山等に貴重な生態系がみられ、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮が必要
- ビオトープネットワーク形成に資する緑地整備への配慮が必要

【配慮事項】

- 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- 野生生物の移動経路の確保
- 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 計画地の現存緑地の保全、及び生態系保全の観点から現地植生を考慮した緑化の推進
- 施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

(4)人と自然のふれあい機能

【配慮の方向性】

- 都市の身近な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 市街化区域における市街地内の貴重な緑地の保全、及び地域環境に貢献する緑地・オープンスペースの創出
- 市街化調整区域における建築物や工作物等の自然景観との調和、及び自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進
- 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- 巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画

(5)社会的機能

【配慮の方向性】

- 住宅や公共施設等の市街地・集落地環境に関わる影響への配慮が必要
- 文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮が必要
- 市街化調整区域においては、市街地隣接地として丘陵地、河川周辺等の自然環境の保全への配慮が必要
- 持続可能な都市づくりへの配慮が必要

【配慮事項】

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
- 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 土壌汚染、水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- 省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の脱炭素化の推進
- 建築物や工作物等の周辺景観との調和
- 周辺地域への影響を緩和する緩衝緑地等の確保
- 市街化区域における発生交通の適正処理及び公共交通利用の促進



●都市計画区域外

都市計画区域外（特定区域を除く）は、①都市計画区域内と③特定区域の間にあり、各種開発等が抑制されるべき地域です。都市計画区域内よりも厳しい環境配慮を要します。



(1)土地保全機能

【配慮の方向性】

- 急傾斜地があり、地形改変による災害防止への配慮が必要
- 広範囲にわたる山地災害危険地区における山地災害防止への配慮が必要

【配慮事項】

- 活断層を考慮した用地の選定
- 掘削等による地形改変の抑制
- 山地災害危険地区における地形改変の抑制
- 森林伐採（森林整備によるものを除く。）を行う場合の排水対策

(2)水資源保全機能

【配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮が必要
- 地下水への配慮が必要

【配慮事項】

- 土壌流出を防ぐための地形改変の抑制
- 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理
- 森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復

(3)生態系保全機能

【配慮の方向性】

- 森林を主体とした地域で多様な動植物が分布しており、それらの生息・生育環境の保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
- 野生生物の移動経路の確保
- 施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

(4)人と自然のふれあい機能

【配慮の方向性】

- 多様な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- 建築物や工作物等の自然景観との調和
- 巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画
- 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

(5)社会的機能

【配慮の方向性】

- 河川への汚染物質や土砂の流入による水質悪化防止への配慮が必要
- 集落地の生活環境保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
- 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 土壌汚染、水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理

● 特定区域

南アルプスユネスコエコパーク区域、自然公園（南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園、日本平・三保松原県立自然公園）の特別地域など、豊かな自然環境を有する地域です。これらの地域の保全のため、特段の環境配慮を要します。



(1) 土地保全機能

【配慮の方向性】

- 山地災害危険地区における山地災害防止への配慮が必要
- 急傾斜地が多く、地形改変による災害防止への配慮が必要（南ア・奥大）
- 地質が不安定な地域が多いため、地盤等への配慮が必要（日・三）

【配慮事項】

- 掘削等による地形改変の抑制
- 山地災害危険地区における地形改変の抑制
- 森林伐採（森林整備によるものを除く。）を行う場合の排水対策
- 活断層を考慮した用地の選定（南ア・奥大）
- 傾斜を考慮した用地の選定（南ア・奥大）
- 地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定（日・三）
- 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）

(2) 水資源保全機能

【配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮が必要
- 地下水への配慮が必要

【配慮事項】

- 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理
- 土壌流出を防ぐための地形改変の抑制（南ア・奥大）
- 森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復（南ア・奥大）
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）
- 農地、緑地の保全、改変後の緑化推進（日・三）

(3) 生態系保全機能

【配慮の方向性】

- 貴重な野生生物の生息地及び貴重な植生群落の生育地が多く分布しており、それらの生息・生育環境の保全への十分な配慮が必要（南ア・奥大）
- 三保海岸や特定植物群落としての松原、照葉樹林をはじめ、自然度の高い森林が広がっており、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮が必要（日・三）

【配慮事項】

- 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 野生生物の移動経路の確保
- 施設からの騒音・振動等の発生抑制、夜間照明の拡散防止
- 森林（特に自然林）の伐採抑制、改変後の自然環境の代替地確保または修復と再生、現地植生を考慮した植栽樹の選定（南ア・奥大）
- 計画地の現存緑地の保全及び地域の在来種を主体とした緑化の推進（日・三）

(4) 人と自然のふれあい機能

【配慮の方向性】

- 自然公園等のすぐれた環境の保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- 建築物や工作物等の自然景観との調和
- 巨樹等の景観資源の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画
- 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

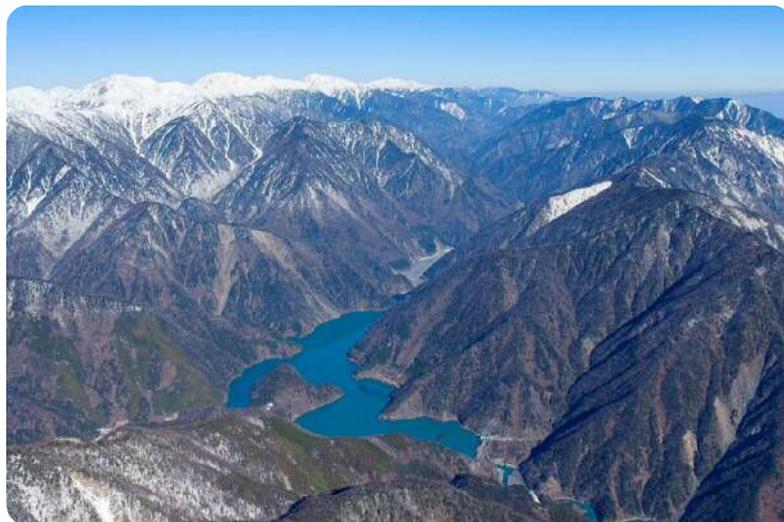
(5) 社会的機能**【配慮の方向性】**

- 河川への汚染物質や土砂の流入による水質悪化防止への十分な配慮が必要（南ア・奥大）
- 世界遺産、文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮が必要（日・三）

【配慮事項】

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
- 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 土壌汚染、水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- 建築物や工作物等の規模の抑制及び周辺景観との調和（日・三）
- 省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の低炭素化の推進（日・三）

※南ア・奥大：南アルプスユネスコエコパーク区域、南アルプス国立公園・奥大井県立自然公園の特別地域
日・三：日本平・三保松原県立自然公園の特別地域



第2節 さらなる環境配慮の推進

2-1 さらなる環境配慮の仕組み

本市では、大規模な開発事業において、より適正な環境配慮がなされるよう「静岡市環境影響評価条例」を制定しています。また、太陽光発電設備の急速な導入に伴い発生している自然環境・生活環境などの問題に対応するため、「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」を策定するなど、より適切な環境配慮が実施されるように努めています。

2-2 静岡市環境影響評価条例

市自らが主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与し、本市の豊かな環境を将来に継承するための総合的な環境配慮制度として「静岡市環境影響評価条例」を制定しています。

「静岡市環境影響評価条例」の主なポイント

■住民関与の機会の充実

図書等の縦覧期間の拡充と、供用開始前の住民意見に対する事業者見解の作成手続を新設した。

■地域区分の設定

本市の実情やまちづくりの方向性に沿った制度を構築するため、市域を3つ（①都市計画区域内（③を除く）、②都市計画区域外（③を除く）、③特定区域（エコパークその他自然公園等））に区分し、それぞれの特性に応じた対象事業（規模要件）を設定した（区域については本章第1節1-2と同様）。

■手続における透明性・公正性の確保

意見聴取や図書の縦覧等の手続は市長が実施する（法や県条例では事業者が行う）。

●条例の対象となる事業

「静岡市環境影響評価条例」の手続が必要となる事業は、次ページの表のとおりです。

●実施・配慮すべき事項

「静岡市環境影響評価条例」に基づく対象事業に共通する指針として、「静岡市環境影響評価技術指針」を定めています。

なお、同指針の内容は、本章第1節1-2地域特性に応じた環境配慮と概ね一致しています。



【表 12】「静岡市環境影響評価条例」の手続が必要となる事業

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内
1 道路の建設			
高規格幹線道路	すべて		
一般国道等	4車線以上かつ7.5km以上	4車線以上かつ3.75km以上	4車線以上かつ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上かつ15km以上	幅員6.5m以上かつ7.5km以上	幅員6.5m以上かつ7.5km以上 又は 土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設			
	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	長さ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設			
	滑走路長1,875m以上		滑走路長1,875m以上 又は 土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上		出力11.25万kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上		出力2.25万kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上		出力1,000kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
太陽光発電所	敷地面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積25ha以上 又は 森林伐採面積10ha以上	敷地面積5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kl/日以上	処理能力75kl/日以上	処理能力75kl/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
10 新都市基盤整備事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
11 流通業務団地造成事業	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
12 住宅団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
13 工業団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
14 農用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
15 残土の処分	面積25ha以上	面積12.5ha以上	土地形状変更5ha以上
16 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
17 レクリエーション施設用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
18 複合開発用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
19 下水道終末処理場の建設	面積7.5ha以上	—	面積5ha以上
20 工場等の建設 (火力発電所含む)	排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は 排出水量1万m ³ /日以上		
21 高層建築物の建設	高さ100m以上 かつ 延べ面積5万m ² 以上		
22 リゾートマンション又は リゾートホテルの建設	延べ面積5万m ² 以上		延べ面積5万m ² 以上 又は 土地形状変更5ha以上
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上
24 河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く)	—	—	土地形状変更5ha以上

※【特定区域】＝南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保松原県立自然公園特別地域

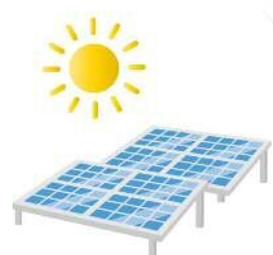
※【事業の規模等の算定方法】

- ・②都市計画区域外において行われる事業で、当該事業が③特定区域内にわたる場合には、当該特定区域の規模等を加える
- ・①都市計画区域内において行われる事業で、当該事業が②都市計画区域外又は③特定区域内にわたる場合には、当該都市計画区域外又は特定区域の規模等を加える

2-3 太陽光発電設備の適正導入ガイドライン

太陽光発電の導入が急速に進む中、景観、環境、防災などの観点から、事業者と地域住民との間でトラブルが発生する事例が全国的に散見されるようになり、その対策が必要となっていました。

そのため、本市は「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」を策定し、2020（令和2）年4月1日から適用しています。



「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」のポイント

■エリア設定

地域における特性を踏まえ、「立地を避けるべきエリア」、「慎重な検討が必要なエリア」を設定し、公表・周知することで、事業者に対し適切な場所への発電所の設置を促す。

■入念な事前協議（行政機関との協議、地域住民との調整）

事業者との事前協議や調整を通じて、法的トラブルや事業者と地域住民との間のトラブルを未然に防ぐ。

■事業の各段階における届出制（事業概要書等の届出）

事業者からの届出により情報を入手し、関係機関等との迅速な情報共有を図る。

■適切な管理

施工中における安全・周辺環境への配慮、稼働中における維持管理・報告、事業終了時の適正な撤去・処分といった、適切な管理を事業者へ求める。

●ガイドラインの対象となる設備

本ガイドラインの対象となる設備は次のとおりです。

- ①出力40kW以上、または敷地面積^{※1}400m²以上の太陽光発電設備（ただし、建築物へ設置するものは対象外。）
 - ②上記規模に満たない事業であっても、設置しようとする設備から10m以内に設備を有する他の太陽光発電事業^{※2}があり、かつ本事業と当該他事業の敷地面積の総和が400m²以上となる設備。
- （注）近隣に別の太陽光発電設備がある場合には注意が必要。

※1「敷地面積」とは、太陽光発電事業を実施するために必要となる区域（法令上必要な残置森林・造成森林、調整池、場内通路、駐車場及び採光のために伐採した森林等を含む。）の面積をいう。

※2「他の太陽光発電事業」は、近接（他事業相互の設備間の最短距離が10m以内。）する複数の太陽光発電事業からなる場合もある。

●「立地を避けるべきエリア」及び「慎重な検討が必要なエリア」

本ガイドラインでは、その地域の特性や太陽光発電の現状を踏まえた上で、ユネスコエコパーク登録地域（核心地域、緩衝地域）などを「立地を避けるべきエリア」、風致地区などを「慎重な検討が必要なエリア」として明示しています。仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合には、立地場所の変更も含め入念な検討が必要としています。

●実施・配慮すべき事項

本ガイドラインでは、計画・立案、設計・施工、維持管理、撤去・処分などの各段階において、実施・配慮すべき事項を示しています（詳細については、ガイドラインを参照。）。